

市報まつうら有料広告掲載事業仕様書

(抜粋)

(2) 広告の製作・掲載

(広告仕様)

- ① 広告枠は、1 枠を縦 57.5mm×横 85mm とする。ただし、2 枠分を使用する場合の枠は縦 57.5mm×横 178mm とする。
- ② 広告は、「インフォメーション」ページの 4 ページに各 2 枠ずつ、計 8 枠とし、ページの最下部に掲載する。
- ③ 刷色は 4 色刷りとする。ただし、広告の内容は、市の広報媒体としての公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないよう配慮し、次のことに注意すること。
 - ・ 広告枠内の背景は、原則白色とする。
 - ・ 写真を使用する場合は、枠内 1 / 3 以内とする。
 - ・ 広告主名・住所・連絡先は必ず入れること。
- ④ 広告枠の罫線は、1 mm 程度とする。